〔都市整備部　都市計画課　所管〕

08040101　都市計画庶務事務　　予算書P. 169

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	34,410	10,855	23,555	
国庫支出金	5,791	5,221	570	立地適正化計画策定補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	7,317	2,553	4,764	貸店舗貸付料，開発許可等手数料
一般財源	21,302	3,081	18,221	

【背景（なぜ始めたのか）】

立地適正化計画は，都市再生特別措置法の改正に基づき平成26年に創設された計画である。守谷市においても将来の少子高齢化等に対応した都市づくり計画を策定する必要がある。都市計画マスタープランは，守谷市の都市計画の基本となる計画である。現在の計画は平成22年3月に策定されたため，立地適正化計画の策定に合わせ見直しを行う。また，新守谷駅周辺は今後開発が見込まれる地区であり，市街化区域に編入し計画的な土地利用誘導を検討する必要がある。

【目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）】

都市全体の観点から居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地，公共交通の充実等を総合的に図り，市街地の魅力を向上させ，少子高齢化等による市街地の衰退を抑え，将来的に持続可能な自立した都市としての成長を図る。

【内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）】

立地適正化計画については，平成30年度に財政，福祉，交通防災，企画等の各部門の代表からなる検討会を開催し，都市の現況調査や都市構造上の課題の分析，まちづくりの方針及び課題解決のための施策の検討等を行った。平成31年度は，居住誘導区域や都市機能誘導区域，目標値・施策の達成状況に関する評価方法等の検討等を行う。都市計画マスタープランについては，「立地適正化計画」，「都市計画道路の見直し」及び社会情勢の変化等を都市計画に反映するための見直しを行う。また，新守谷駅周辺地区については，市街化区域編入に向けての調査等を行う。

08040105　景観形成推進事業　　予算書P. 170

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,359	2,959	400	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,706	1,243	463	屋外広告物許可申請手数料
一般財源	1,653	1,716	△ 63	

【背景（なぜ始めたのか）】

平成16年に国において景観法が定められ，まちづくりにおいては，恵まれた豊かな水辺や緑を保全するとともに，良好な景観を創出していくことが大切であるため，市は平成17年8月24日に「景観行政団体」となった。

また，無秩序な市街化を抑制し，都市の健全な発展と計画的なまちづくりを進め，良好な都市景観の形成を図るため，平成19年4月1日に「守谷市景観計画」，「守谷市景観法の施行等に関する条例」を定めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民共有の財産である良好な都市景観を守り，次世代に引継ぐために「守谷市景観計画」に即した景観まちづくりを，市民の理解のもと進めていく。

あわせて，屋外広告物の氾濫が景観形成を阻害している一つの要因であることから，「守谷市屋外広告物条例」に基づき屋外広告物を適正に管理することにより，街並みの良好な環境の保持に努める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市景観計画」に基づき，建築物を主体とした良好な景観形成の推進，快適な都市環境の創出を図るため，景観計画に示す基準による助言，指導，条例に基づく届出の受付，「守谷市景観審議会」の運営を行う。

市内に存在する多数の屋外広告物の管理を屋外広告物等管理システムにより行い，市内に無秩序に掲出された違反広告物に対して「守谷市屋外広告物条例」及び「守谷市違反広告物是正指導要綱」に基づき計画的に是正指導を行う。

08040107　アワーズもりや管理事業　　　　予算書P. 171

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	124,666	124,700	△ 34	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	124,666	124,700	△ 34	貸店舗貸付料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅東口商業街区に魅力ある街並み形成のため，平成21年7月にアワーズもりやを開業させ，「守谷駅前賑わい創出事業」として平成28年度まで行ってきたが，更なる適切な施設管理を行うため，平成29年度より「アワーズもりや管理事業」に移行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空区画への新たなテナントの募集や入居済みテナントへのフォロー，建物の修繕管理を行い，アワーズもりやの適切な管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷駅東口商業街区にある建物について，所有者の三菱ＵＦＪリースと賃貸借契約（平成21年7月から20年間）を結び，商業施設管理者（大和情報サービス：17テナント），医療施設賃貸者（ＪＡＭＬモールマネージメント：6テナント）及び駐車場賃貸者（三井不動産リアルティ：自動車219台，自転車92台（内原付3台））に転貸等を行い，商業施設，医療施設及び駐車場の適切な管理を行う。

アワーズもりや

08040109　公共交通運行事業　　予算書P. 171

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	66,787	92,953	△ 26,166	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	66,787	92,953	△ 26,166	

【背景（なぜ始めたのか）】

平成8年9月に運行開始した福祉循環バスを平成13年10月からコミュニティバスに形態変更して運行していたが，様々な課題が挙がり，平成20年6月に「守谷市循環バスのあり方等研究会」を設置し，今後のバスのあり方等について検討した。その結果，路線バスとコミュニティバスの補完関係を明確にし，連携の強化を目的として平成20年度に守谷市地域公共交通活性化協議会を設置し，協議会を主体に公共交通の見直しに取り組み，平成22年度からモコバスを運行した。

【目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）】

効率的で利便性の高い「将来にわたって持続可能な公共交通網の形成」を目指す。

【内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）】

平成31年度は，平成30年7月に策定した「守谷市公共交通網形成計画」に基づき，公共交通網の再編を行い，新たな交通手段としてデマンド乗合交通（守谷タクシー，小川交通，関鉄県南タクシー）の運行をし，路線バス（関東鉄道株式会社）が運行しない地域のうち，通勤・通学者が多い地域と，新しい住宅立地地域にはモコバス2ルートを運行する。経費については守谷市地域公共交通活性化協議会へ負担金として支出する。

また，路線バスのバリアフリー化を促進するため，ノンステップバスの導入に対して補助する。

デマンド乗合交通

08040112　空家等対策事業　　予算書P. 171

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	114	110	4	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	114	110	4	

【背景(なぜ始めたのか)】

全国的に少子高齢化等による人口減少により空家等は増加傾向となっている。平成27年5月26日の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行により，次世代への有効な資産として引き継ぐために空家化の予防，空家利活用の促進及び管理不全空家等の解消の施策が必要となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空家等に関する施策を実施し，地域住民の生命，身体又は財産を保護すること及び生活環境の保全と空家等の活用を推進し，地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市空家等対策計画に基づき，空家等の発生抑制に向けた周知や適正な管理に関する意識向上，空家バンクによる空家等の流通の促進を行う。更に空家等対策協議会に対し，特定空家等の認定について諮問等を行い，助言や指導，勧告等の必要な措置を進める。

08040202　保存緑地等事業　　予算書P. 172

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,614	3,594	20	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,614	3,594	20	緑化基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」（平成5年施行）の規定に基づき，健康で明るく住み良い市民生活の確保に寄与し，また，貴重な資源である緑を後世に残すために，保存緑地等の所有者に対して助成を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づき，所有者等の協力を得て保存緑地及び保存樹木を指定することにより，緑豊かな自然環境を形成している緑地等を保全し，地域の美観，風致を維持することができる。

また，愛宕谷津一帯は緑の拠点と位置付けられており，借地することにより恒久的に保全していく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

保存樹木所有者への助成を，樹木1本当たり5,000円/年（58本）行う。

保存緑地所有者への助成を，500㎡以上2,000㎡未満の所有者等に対しては10,000円/年（対象106人），2,000㎡以上5,000㎡未満の所有者等に対しては15,000円/年（対象66人），5,000㎡以上の所有者等に対しては20,000円/年（対象31人）行う。全体の保存緑地指定面積は約78.1haである。

愛宕谷津については，借地料が1㎡当たり5円/年（対象者63人）で対象面積は約12haを予定している。

保存緑地と愛宕谷津